
江戸崎地方衛生土木組合
ごみ処理施設整備・運営事業
実 施 方 針

平成 27 年 10 月 9 日

江戸崎地方衛生土木組合

江戸崎地方衛生土木組合 ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針

目 次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 事業内容に関する事項	3
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	15
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	18

第 1 章 用語の定義

No	用 語	定 義
1	P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
2	受入対象物	組合内から排出され、組合の委託業者、許可業者並びに排出事業者、市村民が本件施設に直接搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。
3	運営・維持管理期間	平成 32 年 10 月 1 日から平成 52 年 3 月 31 日までの 19.5 年間をいう。
4	運営・維持管理業務	本件事業のうち、本件施設の運営・維持管理(運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。)に係る業務をいう。
5	運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る組合と運営事業者との間で締結される江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
6	運営・維持管理業務委託契約書(案)	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書(案)」をいう。
7	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本件施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的とする特別目的会社(S P C : Special Purpose Company)であり、本件施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
8	基本協定	本件事業開始のための基本的事項に係る組合と落札者の間で締結される江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
9	基本協定書(案)	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書(案)」をいう。
10	基本契約	本件事業の実施に際し、組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
11	基本契約書(案)	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書(案)」をいう。
12	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際して、業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
13	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る組合と建設事業者との間で締結される江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
14	建設工事請負契約書(案)	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設建設工事請負契約書(案)」をいう。
15	建設事業者	本件事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
16	ごみ処理施設	本件施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、不燃物処理資源化施設及び将来整備予定のリサイクルセンターからの破砕可燃物等を処理対象物として焼却処理するための可燃ごみ等処理施設の総称とし、ごみ処理施設棟、及び外構等のすべての施設、設備を含めていう。
17	不燃物処理資源化施設	既存の不燃物処理施設をいう。平成 34 年 9 月にリサイクルセンターとして更新することを予定している。
18	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
19	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
20	組合	江戸崎地方衛生土木組合をいう。
21	事業期間	設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される約 23 年 6 ヶ月間をいう。

No	用 語	定 義
22	事業者	本件事業を実施する者として選定された落札者及び運営事業者をいう。
23	処理困難物	組合では収集しないごみを総称していう。
24	処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物を除いたものを総称していう。
25	処理不適物	焼却処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
26	設計・建設期間	特定事業契約締結から平成 32 年 9 月 30 日までの期間をいう。
27	設計・建設業務	本件事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
28	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
29	特定事業契約	本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
30	入札参加希望者	本件事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
31	入札参加者	本件事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
32	入札説明書	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」をいう。
33	入札説明書等	組合が本件事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
34	破碎可燃物	不燃物処理資源化施設及び将来整備予定のリサイクルセンターからの処理残さのうち可燃性のものをいう。
35	既存ごみ処理施設	将来解体工事で解体撤去される既存のごみ処理施設（環境センター）及び関連付帯施設を含めていう。
36	既存ごみ処理施設等	本件事業で解体撤去される管理棟、計量棟、車庫棟及び、将来解体予定の既存ごみ処理施設、工場棟、排ガス高度処理棟、煙突、重油タンク等を総称して又は個別にいう。
37	本件事業	組合が実施する江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
38	本件施設	本件事業において設計・建設され、運営・維持管理されるごみ処理施設を総称して又は個別にいう。
39	本実施方針	「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」をいう。
40	要求水準書	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書」をいう。
41	様式集	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業 様式集」をいう。
42	落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。
43	落札者決定基準	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準」をいう。

第2章 事業内容に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

江戸崎地方衛生土木組合 管理者 田口 久克

(4) 事業予定地

茨城県稲敷市高田 424 ほか

(5) 事業の目的

江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）は、ごみ処理施設（以下「本件施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を進めるため安全かつ安定的に事業を運営することを目的とする。

(6) 事業の内容

ア 事業方式

本件事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

組合は本件施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達し、本件施設を所有する。なお、本件施設の設計・建設については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本件施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社、以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、組合の所有となる本件施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係る本件事業を一括して行うものとする。

組合は本件施設を30年間にわたって使用する予定であり、事業者は30年間の使用を前提として本業務を行うこととする。

イ 契約の形態

組合は、本件事業について事業者に対し設計・建設業務及び運営・維持管理業務を一括して実施させるために、本件事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、組合は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する者（以下「建設事業者」と、本件事業に係る建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）を締結する。さらに、組合は、基本契約に基づき、運営・維持管理に関して運営事業者と運営・維持管理業務委託契約（以下「運営・維持管理業務委託契約」という。）を締結する。（以下、基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて「特定事業契約」（本件事業の事業スキームは、別紙1を参照のこと。）という。）

ウ 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。設計・建設期間の詳細は、表1を参照のこと。

- 事業期間：特定事業契約締結日から約23年6ヶ月間とする。
 設計・建設期間：特定事業契約締結日から平成32年9月30日とする。
 運営・維持管理期間：平成32年10月1日から平成52年3月31日とする。

表1 事業スケジュール

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	～	H51年度
事業全体								
設計・建設業務								
設計								
A工区造成・浸透池・管理棟・計量棟・車庫棟設置工事								
管理棟解体・車庫棟解体・埋設廃棄物除去								
建設工事								
試運転								
外構工事								
運営・維持管理業務								
関連工事（別途事業、組合にて実施）								
付替え市道・付替え上水道整備								
車庫棟解体・調整池整備								

エ 事業スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-------------|
| (a) 実施方針の公表 | 平成27年10月9日 |
| (b) 特定事業の選定の公表 | 平成27年11月中旬 |
| (c) 入札公告 | 平成27年12月上旬 |
| (d) 提案書提出 | 平成28年4月上旬 |
| (e) 落札者の決定 | 平成28年6月 |
| (f) 運営事業者の設立 | 落札者の決定後速やかに |
| (g) 仮契約の締結 | 平成28年8月末 |
| (h) 特定事業契約の締結 | 平成28年9月 |
| (i) 設計・建設着手 | 平成28年9月 |
| (j) 本件施設の竣工及び引渡し | 平成32年9月末 |
| (k) 本件施設の供用開始 | 平成32年10月 |
| (l) 契約終了 | 平成52年3月末 |

オ 本件事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等組合が実施する業務に対して協力する。

- (a) 事前業務
 落札者は、決定後速やかに運営事業者を設立する。

(b) 設計・建設業務

- ① 建設事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本件施設の設計・建設業務を行う。また、本件事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本件施設の建設工事は、既存ごみ処理施設を稼働させながらの新設工事となるため、既存ごみ処理施設の稼働に支障を及ぼさないよう建設工事を行うこと。
- ③ 建設事業者は、本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認（計画通知）等の手続関連業務、本件施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

(c) 運営・維持管理業務

- ① 運営事業者は、組合と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件施設の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- ② 運営事業者は、本件施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電等を行い、本件施設内で有効利用するとともに、余剰電力を第三者に販売するものとする。余剰電力に係る収入については、事業者の収入とする。
- ③ 運営事業者は、本件施設を運転することにより発生した焼却灰、飛灰処理物、金属類及び処理不適物等を施設内に貯留し、組合に本件施設にて引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- ④ 運営事業者は、本件施設の見学希望者の対応について、住民、小学校からの見学申込受付、日程調整を含め、適切な対応を行う。なお、行政視察に対する説明等についても、組合と連携して適切な対応を行う。

カ 組合が実施する業務範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(a) 用地の準備

組合は、本件事業を実施するための用地を確保する。

(b) 生活環境影響調査の実施

組合は、生活環境影響調査を実施している。

なお、事業者は、生活環境影響調査の内容を遵守すること。

(c) 関連工事の実施

組合は、本件事業の実施と並行して、付替え市道の整備、付替え上水道の整備、調整池整備に伴う車庫棟の解体及び調整池整備を実施する。

(d) 可燃ごみ等の搬入

組合は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、可燃ごみ等を搬入する。

(e) 焼却灰、飛灰処理物、金属類及び処理不適物等の最終処分等

組合は、本件施設において、運営事業者から焼却灰、飛灰処理物、金属類及び処理不適物等を受け取り、最終処分又は資源化を行う。

(f) 本件事業のモニタリング

組合は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において実施状況の監視を行う。

(g) 住民への対応

組合は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

(h) 施設見学者への対応

組合は、本件施設の見学を希望する者への対応を運営事業者と連携して行う。なお、行政視察等の対応は、組合にて申し込みの対応を行うが、説明等については、一部運営事業者が対応する。

(i) 設計・建設費及び業務委託料の支払い

組合は、江戸崎地方衛生土木組合会計規則に基づき、設計・建設費を建設事業者へ、業務委託料を運営・維持管理期間にわたって運営事業者を支払う。

(j) その他

組合は、本件事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続等を行う。

キ 事業者の収入（組合からの支払分）

(a) 設計・建設業務に係る対価

組合は、本件事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者を支払う。

(b) ごみ処理施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、本件施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者を支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

ク 法令等の遵守

組合及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

組合は、次の考え方・手順に従い、P F I 法に定められる手続に則り、本件事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本件事業を P F I 法に則って実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に、本件事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

組合の財政負担見込額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

組合は本件事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

表2 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成27年10月9日	実施方針等の公表
平成27年10月9日 ～10月23日	実施方針に対する質問・意見の受付
平成27年11月6日	実施方針に対する質問の回答
平成27年11月中旬	特定事業の選定・公表
平成27年12月上旬	入札公告
平成27年12月上旬	入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び運営・維持管理業務委託契約書(案))の公表
平成27年12月中旬	入札説明書等に関する質問受付(第1回)
平成27年12月下旬	入札説明書等に関する質問回答(第1回)
平成27年1月上旬	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
平成28年1月中旬	資格審査結果の通知
平成28年1月中旬	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
平成28年1月下旬	対面的対話の実施
平成28年2月中旬	入札説明書等に関する質問受付(第2回)
平成28年2月下旬	入札説明書等に関する質問回答(第2回)
平成28年4月上旬	入札提案書類の受付
平成28年6月	入札提案書類に関するヒアリング、審査
平成28年6月	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
平成28年7月	基本協定締結
平成28年8月末	特定事業契約仮契約締結
平成28年9月	特定事業契約締結

(2) 入札手続き等

ア 実施方針に対する質問・意見の受付

実施方針に対する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(a) 受付期間

平成27年10月9日（金）～平成27年10月23日（金）午後5時まで

(b) 提出方法等

(i) 提出先

江戸崎地方衛生土木組合 総務課

(ii) 提出方法

実施方針に対する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成することとする。

(iii) 電子メールアドレス

eiseidoboku@clock.ocn.ne.jp

(c) 回答方法

実施方針に対する質問への回答は、平成27年11月6日(金)に組合のホームページにて公表する。

(d) その他

「質問」として提出された場合であっても、組合にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には、「意見」として取扱い、また、「質問」の内容が本件事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に対する質問・意見を踏まえ、PFI法に則って実施することが適切であると認めた場合、本件事業を特定事業として選定し、平成27年11月中旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

組合は、本件事業を特定事業として選定した場合、実施方針に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、平成27年12月上旬に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を組合のホームページ等にて公表する。

エ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

オ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本件事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

カ 対面的対話の実施

組合は、本件事業に係る提案書の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を予定している。実施時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付

本件事業に関する入札書及び技術提案書（以下、入札書と技術提案書を総称して「入札提案書類」という。）を平成28年4月上旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

ク 落札者の決定・公表

入札提案書類については、江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。組合は、事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、組合のホームページにて公表する。

(3) 特定事業契約の締結

組合は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。上記の協議に基づき、落札者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社の形態により本件事業を実施するための運営事業者を設立し、組合は、建設工事請負契約を建設事業者と、運営・維持管理業務委託契約を運営事業者と、基本契約を落札者及び運営事業者と平成 28 年 9 月に締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 設計・建設業務において、組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。ただし、建設工事請負契約を締結する者が共同企業体となる場合には、共同体企業体の代表者が構成員とならなければならない。
- ウ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- エ 入札参加者は、「第 3 章 3（2）イ 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」のうち 1 者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、特段の事情があると組合が認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
- キ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※その他組合が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本件事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下のア（a）からウ（b）の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満

たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本件施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。なお、少なくとも1社が以下の要件を全て満たしていること。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 本件施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (d) 経営事項審査総合評定値通知書の建築工事業において、総合評定値が1,000点以上であること。

イ 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、組合の最新の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者とし、構成員又は協力企業とすること。なお、少なくとも1社が以下の要件を全て満たしていること。

- (a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事業につき特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 本件施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (c) プラント建設企業にあっては、参加表明書の提出期限日において、組合の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。
- (d) 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設における、ボイラー・タービン発電機を有する焼却施設（ストーカ式又は流動床式）で、平成14年12月以降に竣工した施設（ただし、竣工後2年間以上稼働している施設に限る。）の元請としての建設実績を複数件有すること。

ウ 本件施設の運営・維持管理を行う者の要件

本件施設の運営・維持管理を行う者は構成企業とすること。ただし、運営事業者から直接運転管理業務又は維持管理業務を受託する企業は、構成員とすること。なお、少なくとも1社が以下の要件を全て満たしていること。

- (a) 平成14年12月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ式又は流動床式）に係る複数年以上の運転管理業務実績を有すること。
- (b) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ式又は流動床式）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

※その他組合が必要と認める各業務を行う者の要件については、入札説明書において明記する。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 江戸崎地方衛生土木組合契約事務等に関する規程（平成9年告示第5号）に基づく指名停止

等の措置を受けている者。

ウ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。

キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。

ク 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。

ケ 国税又は地方税を滞納している者。

コ 組合が本件事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本件事業に関し、組合のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

※その他組合が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書において明記する。

(4) 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。

イ 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

ウ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、組合と協議を行うものとする。

エ 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、組合は落札者と特定事業契約を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

ア 落札者は、仮契約締結までに、本件施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的とした運営

事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、組合構成市村内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営・維持管理期間に限り、無償で本件施設内に設置することを認めるものとする。

イ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。

ウ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者及び行政職員で構成する選定委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、選定委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案として選定する。組合は、選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

組合は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、組合に帰属しない。ただし、公表、展示、その他組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、組合は、これを無償で利用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する設計・建設業務及び運営・維持管理業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、組合は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 茨城県稲敷市高田 424 番地ほか
- (2) 整備対象面積 約 47,286m² (全体)
- ア A 工区 (敷地拡張エリア) 約 17,587m²
- イ B 工区 (既存敷地境界エリア) 約 10,989m²
- ウ C 工区 (既存敷地境界エリア) 約 18,710m²
- 各工区分けは、別紙 3 を参照のこと。
- (3) 都組合計画事項等
- (a) 都市計画施設 「ごみ焼却場」として、組合計画決定予定。
面積：約 45,600m²
- (b) 区域区分 都市計画区域
- (c) 用途地域 指定なし
- (d) 防火地区 指定なし
- (e) 高度地区 指定なし
- (f) 建ぺい率 60%以内
- (g) 容積率 200%以内
- (h) 日影規制 なし
- (i) 森林率 25%以上 (A 工区地域計画対象民有林を対象とする。)
- (j) 下水道計画区域 区域内 (未整備。ただし、試運転までには整備される。)
- (k) 森林法 対象なし
- (l) その他 電波法第 102 条の 2 の規定に基づく「伝搬障害防止区域」には該当しない。

2 施設の規模及び配置に関する事項

(1) 新設する施設 (本件施設)

表 3 本件施設の概要

施設の種類	概 要	
ごみ処理施設	処理対象物	可燃ごみ、リサイクルセンターからの破碎可燃物等
	処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ式又は流動床式)
	処理能力	70t/日 (35t/日×2 炉)
	エネルギー回収率	10%以上 (ただし、15.5%とすることを妨げるものではない。)

第6章 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、組合と事業者は、誠意をもって協議する。また、特定事業契約に関する紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本件事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は特定事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本件事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本件事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

組合は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

組合は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ組合議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

江戸崎地方衛生土木組合情報公開条例施行規則に基づき情報公開を行う。また、本件事業に係る情報提供は、適宜、組合のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担	当	課	:	江戸崎地方衛生土木組合 総務課	
			:	〒300-0511 茨城県稲敷市高田 424 番地	
T	E	L	:	029-892-2841	
F	A	X	:	029-892-2877	
電	子	メ	ー	ル : eiseidoboku@clock.ocn.ne.jp	
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ : http://www.eiseidoboku.or.jp/index.cfm/1、html

平成 27 年 月 日

江戸崎地方衛生土木組合 管理者 田口 久克 あて

実施方針に対する質問・意見書

「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	電子メール	

(1) 実施方針に対する質問

							総質問数	問
No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	実施方針	1	第 1 章	1	(1)	事業の目的		

(2) 実施方針に対する意見

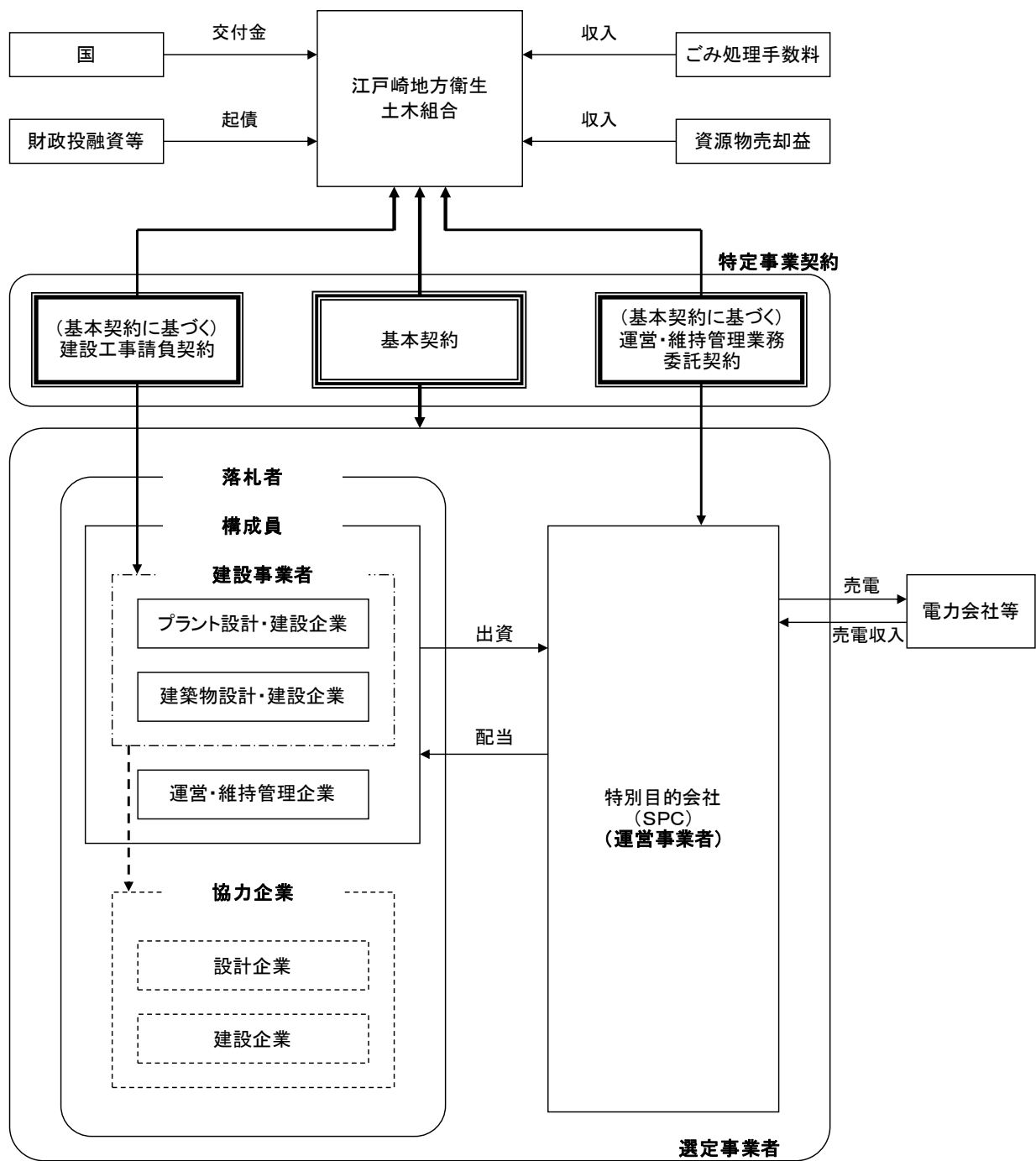
							総意見数	問
No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	実施方針	1	第 1 章	1	(5)	事業の目的		

※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式の MS-Excel データは、江戸崎地方衛生土木組合ホームページにおいてダウンロードすることができる。 ホームページアドレス <http://www.eiseidoboku.or.jp/index.cfm/1、html>

別紙1 本件事業の事業スキーム（例）



(注) 上記の事業スキームは考えられる一例を示した物です。

別紙2 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む組合の事由により契約が結べない等 ^{注1}	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
設計段階	事故の発生リスク	設計、建設、運営において発生する事故		○
	事業の中止・遅延に関するリスク(債務不履行リスク)	組合の指示、組合の債務不履行によるもの ^{注3}	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注4}	○	△
	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準書の不適合(施工不良を含む)		○

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			組合	事業者
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設かしリスク	事業期間中における施設かしに関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

注1) 発注者・受注者が誠意を持って対応したにも関わらず特定事業契約を締結できなかった場合には、事由の如何を問わず、既に発注者及び受注者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする。

注2) 事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3) 組合の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者に生じる損害については組合が負担する。

注4) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度（当該年度における運営・維持管理業務委託料の1/100を想定）までは事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注5) ごみ量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。

※：本リスク分担表は、本件事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に入札説明書等において示す。

別紙 3 事業実施区域図

